



24消安第1829号  
平成24年7月5日

岐阜県農政部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

### 国内におけるマエディ・ビスナの発生について

平素より家畜衛生行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

今般、岩手県において家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の届出伝染病に指定されているマエディ・ビスナの発生が、下記のとおり確認されましたので、お知らせいたします。

本事例は、我が国における本病の初発生例であることから、貴県におかれましても、めん羊飼養農家等に対して本病の周知を行い、症状から本病が疑われる場合には家畜保健衛生所へ連絡・通報を行うよう指導の徹底をお願いいたします。

また、今般の発生の届出を受け、岩手県は発生農場に立入検査を実施し、抗体陽性めん羊の移動自粛、計画的とう汰等を指導するとともに、導入歴、出荷歴等の疫学調査を進めることとしています。当該調査の結果、貴県において疫学的に関連する農場があると判明した場合、立入検査等の対応をお願いいたします。診断基準、防疫対応の詳細については追って連絡いたします。

なお、本病の概要は別紙のとおりであり、本病の原因ウイルスは人には感染しません。

### 記

#### 発生の概要

- (1) 農場の所在地 岩手県盛岡市
- (2) めん羊の飼養頭数 24頭（成雌11頭、種雄2頭、子羊11頭）
- (3) 真症及び偽症 真症 成雌1頭
- (4) 確認までの経緯

大学研究者が採取した材料からマエディ・ビスナ（以下「MV」という。）ウイルス抗体を確認。別の大学研究者が、採取した材料からMV抗体及び遺伝子を検出し、ウイルスの遺伝子解析データを（独）農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所に照合依頼。同研究所における当該ウイルスの遺伝子解析データの分析の結果、MVウイルスの配列と一致したことを受け、同研究者から、岩手県に対して家畜伝染病予防法第4条第1項の規定による届出があった。

